1. 歳入予算・歳入決算に係る審査ついて

区分	対応案 ^{※1} (案以外の審査は従来どおり)	メリット	デメリット
案1	一般会計歳入(「全て」あるいは「一部*2」) の審査は総括質疑での対応とし、分科会での 審査は行わない。	・答弁保留がなくなる。(事前通告) ・総括質疑と分科会質疑の重複がなくなる。 ・ケーブルテレビ放送、WEB配信される。 ・総務分科会の審査時間が短縮される。	・総括質疑が多くなると、全体の審査時間が増す。(市長、副市長の拘束時間も増す) ・質疑時間の制限があり、細やかな質疑が出来ない場合がある。
案 2	一般会計歳入(「全て」あるいは「一部 ^{※2} 」) の審査は委員会全体(≒分科会連合審査)で 対応。	・答弁保留が少なくなる。	・審査時間が増す。(総務分科会以外) ・全体で審査するため、細やかな質疑が出来 ない場合がある。
案 3	答弁保留も見越し、分科会の日程の最後に、 保留した質疑への答弁時間を予め確保(設定)する。 * 総務分科会以外でも対応を検討	・従来の審査と大きな変更がない。 ・当局において、正確に答弁するための準備 時間が確保できる。	・迅速な回答ができず、審査が深まらないことも想定される。 ・分科会の審査時間が増す場合がある。

- ※1 10月30日の議員全員協議会では「分科会方式」を維持したいという意見が多かったことから、県議会や他市議会で行っている「委員会全体で審査する方式」は案から除外しました。また、歳入を細分化して、所管の分科会に振り分けて審査することは、当局側の負担となり、区分誤りや審査漏れなどのミスにつながる恐れがあるので、案からは除外しました。
- ※2 一般会計歳入のうち、市税、各種譲与税・交付金、交付税、繰越金などは従来どおり総務分科会で審査し、それ以外を全体で審査する考え方。